

千葉県養育支援訪問事業実施要領

1 目的

児童福祉法第21条の10の2に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、千葉県とする。

3 用語の定義

- (1) この要領において「養育支援員」とは、保健福祉センター健康課の保健師、助産師、看護師等で養育支援を行った者をいう。
- (2) この要領において「事業担当者」とは、保健福祉センター健康課の地区保健活動を担う保健師で訪問支援の対象者及び支援内容を決定する者をいう。

4 中核機関

この事業の中核となる機関は、各保健福祉センター健康課とし、次の活動を行うこととする。

- (1) 本事業により実施する訪問支援の対象者及び支援内容を決定する。
- (2) 要支援児童等の状況等に応じて具体的な支援の目標及び当該目標を達成するための具体的な支援の内容、期間、方法等について計画を策定する。
- (3) 養育支援員からの報告を受け、支援を実施した家庭の状況について把握するため、支援経過の進行管理を行う。
- (4) 支援の目標が達成されたかどうか、養育環境が改善されたかどうか等について支援後の評価を行い、また、支援の終結決定を事業担当者、養育支援員、関係機関等と協議の上決定する。
- (5) 事業の実施に当たっては、要保護児童対策地域協議会実務者会議と連携し、個別ケース検討会議を開催する等、必要な検討を行う。

5 対象者

アセスメント指標（様式3号）に基づき、妊娠・出産・育児期に養育支援が必要と認められる家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）の児童及びその養育者を対象とする。

- (1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭。
- (2) 若年妊婦及び妊婦健診未受診や望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。
- (3) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭。
- (4) 虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。
- (5) 公的な支援につながない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳～5歳

児で保育所、幼稚園等に通っていない児童)のいる支援を必要とする家庭。

(6) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了後、自立にむけたアフターケアが必要な家庭で、本事業の効果が期待できる家庭。

(7) 4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査未受診家庭のうち、未受診の理由や背景等が把握できない家庭。

なお、(7)については、アセスメント指標(様式3号)によらず、養育支援が必要と認められる家庭とする。

6 支援内容

養育支援員は、支援対象者の家庭を訪問し、相談・支援等を行う。その主な内容は次のとおりとする。

(1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を必要とする家庭に対する育児不安の軽減のための相談・支援。

(2) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援。

(3) 出産後間もない時期等の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。

(4) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援。

(5) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

(6) 4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査未受診家庭に対する受診勧奨。

7 支援の方法

5で定める児童及びその養育者の家庭に対する養育支援の方法は、支援目標、内容方法、スケジュール等を明確にした上で行う。

また、関係機関と連携し、支援対象者の家庭の状況把握に努める。

8 研修会

健康支援課長は、養育支援員に対し、訪問・相談・支援に関する知識・技術習得のための研修及び個人情報の保護を図るために必要な研修を実施する。

9 訪問記録

(1) 養育支援員は、5に定める支援を行った場合、その状況を訪問記録表(様式第1号)に記録し、所属する保健福祉センター健康課長へ報告し、5年間保存する。

(2) 前項に定めるもののほか、訪問時の状況により、早急に継続指導等が必要であると認められるときは、養育支援員は、書面又は口頭により直ちに所属する保健福祉センター健康課長に報告する。

10 実施報告

養育支援員は、事業の実施状況について、母子保健システムに訪問実績を入力し、保健福祉センター健康課長が、養育支援訪問事業集計表（様式第2号）により健康支援課長に報告する。

1.1 留意事項

養育支援員等は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等、または妊婦への対応に十分に配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならない。また、活動を行う任を退いた後も同様とする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

なお、この要領の施行の際、この要領による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとしてみなす。